

◎新潟県告示第82号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
堀之内駅前 小玉医院	魚沼市堀之内3870-1	平成29年4月30日
魚沼市福山へき地出張診療所	魚沼市福山新田253番地1	平成29年3月31日
魚沼市国民健康保険入広瀬診療所	魚沼市大栃山635番地1	平成29年3月31日
魚沼市湯之谷歯科診療所	魚沼市井口新田547-12	平成29年3月31日
国民健康保険魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315番地	平成29年3月31日
やまぐち内科クリニック	三条市鶴田2丁目1番6-5号	平成30年1月4日
木本歯科医院	小千谷市旭町1番10号	平成29年11月30日
ひかりの調剤薬局	柏崎市三和町3-8	平成29年12月3日
坂田薬局	上越市中郷区板橋555-1	平成28年7月31日
坂田薬局「オタテ」	上越市西本町3-2-5	平成28年7月31日